

木質バイオマス発電事業について

霧島永水の木質発電について問う。

霧島木質発電は市が積極関与した事業であり、地域住民は市に相応の責任があるとの認識を持っている。地域住民、市に知らされることなく敷地内に4600トンのヤシガラが搬入され、業者は助燃材と主張し、地元は協定書記載の木質バイオマスでは無いとして撤去を要請している。

地域住民がヤシガラ撤去を要請したことに対し、事業者から①商社に引き取り要請をしたが拒否された。②近隣には適当な場所が無い。③平成30年6月にヤシガラを燃やすバイオマス発電所建設計画があるから交渉中であるとして住民要請には応じられないとの回答があった。

志布志港から住宅用に使えない虫食い、曲がり、割れのある低質材の輸出が好調で1立方メートル当たり8500円の値が付いているとの新聞報道がある。このような背景で質問する。

質問：3月31日付け、市長は『地域住民が締結した協定書に基づき、事業者に対し、撤去も含め責任を持ってこれを解決していただくよう要請をした』との文書を発行した。事業者はヤシガラ撤去を拒否している。市は協定書違反の認識があるか、それとも事業者が言う助燃材であるから差し支えないと思うかの見解を問う。

農林水産部長：本年3月に、霧島木質燃料株式会社に約4,600トンのヤシガラが搬入されている。搬入の経緯について事業者を確認したところ、梅雨時期に燃料である原木チップの含水率が高くなり、燃焼効率が低下することから、その課題を解決するために助燃剤として搬入したと聞いた。平成26年4月に地元の水利組合、地区自治公民館及び事業者において締結された「生活環境保全に関する協定書」第10条では、「いかなる理由にも関わらず、木質バイオマス発電から廃棄物バイオマス発電等への変更は絶対にしないこと。」とされており、また、平成26年3月に開催された、霧島木質バイオマス発電事業説明会における合意事項においては、「原木、原木チップ以外は、燃料としない。家畜の糞尿や解体廃材等の産業廃棄物は、絶対に燃料としない。」とされている。これらの協定書等においては、現行の「木質バイオマス発電」から、家畜排せつ物や汚泥などを燃焼し発電させる「一般廃棄バイオマス発電」や廃材などを利用する「建設資材廃棄物発電」、家畜排せつ物や食品残さを発酵させてガス化させる「メタン発酵ガス発電」への変更を行わないことを確約したものと考えられ、ヤシガラを燃料とするバイオマス発電については、間伐材以外の一般材と同様の「一般木質バイオマス・農作物残さ発電」に区分されていることから、協定違反にはあたらないものとする。しかしながら、ヤシガラ搬入について地元の理解が十分に得られていない状況にあることから、市としては、同協定書第13条に基づき、地元及び事業者において協議し、お互いが理解を深めて欲しい。

質問：近隣住民からの騒音、悪臭、粉塵の訴えに事業者は、今はやりの『裁判に訴えたら？』との発言をしている。5月29日、事業者から近隣住民に対して苦情の内容確認をしたいとの申し出があり、同席した。事業者は近隣住民の訴えに対する社長の言葉として『項目が多いので弁護士を交え検討したい。』と返事をした。近隣住民の気持ちを踏みにじる発言である。このような事業者の対応をどのように思うか？

農林水産部長：市に寄せられた公害等に関する苦情の申し出については、迅速に事業者に連絡している、今回のヤシガラ搬入後の悪臭に対する近隣住民の方による通報についても、早急に事業者と連絡をし、その対応をお願いした。なお、近隣住民の方と事業者の間における対応内容等につい

て、市としては答弁出来ない。

質問：5月1日の南日本新聞報道に『この事業は国、県、市の支援を受けた事業である』とある。再度、この事業の経緯、意義、補助金交付の事実確認を求める。

農林水産部長：近年は、木材価格の低迷など森林所有者を取り巻く状況が非常に厳しく、下刈りや除間伐、造林などの森林施業が進まない中、木質バイオマス発電については、従来未利用であった除間伐材や主伐端材などの林地残材をチップ等の燃料として利用するため、森林施業の活性化により森林整備が進み、森林の持つ公益的・多面的機能が向上するとともに、山林所有者・林業従事者の所得向上が図られ、発電所やチップ加工等の関連産業の創出により、新たな雇用の創出や地域活性化に寄与するものとして、事業の推進がなされてきた。霧島木質発電株式会社は、森林整備と地域活性化に貢献するために発電事業に取り組みたいとのことから、平成25年5月に設立された。その後、同年12月2日には、森林組合など材料供給者で組織する「霧島木質バイオマス燃料協議会」が設立され、木質バイオマス発電事業の安定的な材料の供給体制が整ったことから、同年12月16日には事業計画書を鹿児島県に提出、県の審査を経て、平成26年2月4日付けで発電事業者としての承認を受けた。

なお、発電所の建設に当たっては、県から無利子の資金融通14億円を含む補助金16億円が交付された。また、市は、原木の確実な確保や安定した供給体制の確立、さらには森林整備を推進することを目的に、燃料調達支援事業として、平成26年度からの5年間で最大4億8百万円を交付する。

木質バイオマス発電の建設により、発電所に約40名の新たな雇用が創出さ、これまで搬出できなかった林地残材が燃材として搬出されることにより、林業従事者の所得や雇用の確保に繋がり、また、木材運搬事業者や山林所有者等の所得の向上が図られたと考える。

Q：調整池の管理は適切か？

農林水産部長：現在のところ、ほぼ適切に行われている。

Q：何時、確認したか？

農林水産部長：地区との夜の説明会が終わった後の翌日、職員が調査した。

Q：水が溜まったままだ。布団籠から水が抜けるようにするのが調整池の機能であると認めたではないか？ そうなっているか？

農林水産部長：調整池も色々あり、先月の意見交換会において、住民から指摘を受けたので、現地を確認し、その後設計者に設計内容について説明を受けた。その説明に依ると、この調整池は沈砂池の機能を備えた設計である。従って池の底盤から約60cmまでは沈砂機能、60cmから3.1mまでは調整池機能に分けた設計であり、池に水が溜まっていることについては設計上の問題ではないと聞いた。

Q：聞いたのではなく、市が判断すべきではないか？

農林水産部長：調整池と沈砂池を兼ねた調整池であるので、そこまで水が溜まっているのは特に問題は無いと判断している。

Q：調整池の排水部に木屑が多量に溜まっている。確認しているか？

農林水産部長：木屑は確認している。従って、出来れば木屑はちゃんと取り除けば、もっと適切な調整池の機能が果たせると考える。

Q：この施設の経産省の認定を受けているこの会社の使用燃料は何か？

農林水産部長：原木と考える。

Q：ヤシガラは合法だと答弁した。

農林水産部長：主要燃料では無いと考える。

Q：業者が経産省に出した書類を持っている。ヤシガラと木質チップは別物という事で認定を受けないといけない、認定を受けたのが 1 月 25 日である。申請は 12 月 26 日である。ヤシガラは経産省の認定を受けずに燃やしてはいけない。書類の存在を承知しているか？

農林水産部長：持っている。

Q：ヤシガラ搬入の前に経産省の認定を受けている。この認定がなかったら違法のはず。

農林水産部長：木質バイオとして使用するための認定を取ったという事であって、そのまま運用できると考える。

Q：ヤシガラを燃やすためには経産省の認定が必要かと聞いている。

農林水産部長：燃料区分としてパーム椰子殻は一般木質バイオマス、農作物残渣に分類されている。木質バイオマスの中で燃焼させる事は可能である。原木とか主要な燃料ではなく、燃やされる一部の物であるとの認識である。

Q：話が噛み合わない。ヤシガラを燃やすためには経産省の認定が必要である。わざわざ認定を取っていると云っている。このバイオマス発電は燃やした燃料によって売電価格が異なる。

農林水産部長：原木：32 円、木質：24 円

Q：経産省の書類では比率は書かれていない。ヤシガラを大量に燃やしたとしたら。ヤシガラの単価が分かるか？

農林水産部長：24 円

Q：この件は継続的に質問します。鹿児島県・宮崎県木材輸出戦略協議というものがあり、志布志港からの丸太輸出に力を入れ、急速に取扱量が伸びている。霧島木質バイオマス燃料協議会の主要メンバーであった曾於森林組合、曾於地区森林組合、都城森林組合もこの戦略会議のメンバーである。この 3 社は今でも燃料契約を継続しているか？

農林水産部長：曾於森林組合、曾於地区森林組合は継続している。都城森林組合は手元に無い。

Q：県は燃料確保の懸念から木質バイオマス契約書の締結を求めている。バイオマス売買契約書締結状況を市は確認しているか？

農林水産部長：確認している。

Q：この事業が最悪、行き詰まったら 14 億円の返済義務が霧島市に生ずるか？

農林水産政策課長：事業者を確認した。償還に支障を来たす様な大きなトラブル等も無く、順調に発電している事から、また経営も概ね順調に推移している事で納付計画通りに償還でき、現時点では償還が出来ない事態は発生しない。

市としては万が一県が市に融資分の返済を求めた場合、まず、木質発電に請求する事になるので単純に肩代わりすることは無い。

Q：同様な事例が鹿屋市であった事を伝えておく。この会社の健全性を確認するのは霧島市の責任と思うが、健全性の確認はどのように行っているか？

農林水産政策課長：事業については事業年度の翌年、6 月に事業者から 1 年間の報告を受けている。

Q：積極的に確認しないのか？ 向こうからの報告だけではないか？

農林水産政策課長：4 半期毎の事業の実績についても要領の中で市の方から、事業者に提出を求めており、確認している。